

# (仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第37回平成22年7月29日開催 午後6時30分から午後9時47分 第2委員会室

出席委員 座長

区民検討会議 : 高野副座長、大友委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会 : 針谷副座長、木全委員、菅野委員、野澤委員、折戸委員

欠席者 : 加賀美委員 傍聴者 : 2名

## 1 本日の進め方について

(1) 地域懇談会の開催について

(2) 前文について(区民検討会議案及び議会案の説明及び素案の検討)

(3) 区民討議会報告書及び区民アンケート結果を踏まえた素案への反映について

(4) 条例素案の検討

区分J : その他「教育・子ども」について

区分H : 条例の見直し等について

区分I : 国や他自治体等との関係について

## 2 議題

座長

・今日は大きくわけて4つほど議題がある。

1 番目に地域懇談会の開催について、副座長会で話し合った結果を共有していくと。

2 番目には前文について、議会と、区民検討会議のからそれぞれ案が出ている。

3 番目に既に終わりました区民討議会及び区民アンケートの結果から、これを取り入れるべきものがあるかどうかの検討結果を各チームから報告をしていただいて議論すると。

4 番目は条例素案の検討として、区分J、その他「教育・子ども」、区分H、条例の見直し等、区分I、国や他自治体等との関係についての検討結果をチームから報告いただいて議論する。

・それでは、早速最初の議題から入ろうと思うが、最初は地域懇談会の開催についてということで、これは事務局から説明を受けたい。

事務局

・資料2の地域懇談会の分担表ですが、まず、8月3日の牛込笹笥地域センターの役割分担ですが、司会は加賀美委員、あいさつは高野委員、説明者は佐原委員ということで決まりました。8月5日戸塚の地域センターにおきましては、司会を土屋委員、あいさつを根本委員、説明を菅野委員に、8月7日、四谷の地域センターは、司会を樋口委員、あいさつを針谷委員、説明を小松委員ということで担当決めをさせていただきました。

資料3は、区民討議会報告書概要版ということで、こちらの本編をメインに作成します。

資料5がパワーポイントにおける説明文ということで、説明者の方は、基本的にこちらの説明文をとった形でお話しいただくにあわせて、事務局でパワーポイントの画面のほうは展開させていただきたい。説明文等は、後ほど御意見があればいただきたいと思っております。

時間配分は、通常のスPEEDで、おおよそ25分で説明が終わるような形で設定しております。

質疑が75分。これは基本的に、説明に対する質問と。それに対して答えるというところで、議論をする場ではないと考えていてよいか。(区民委員)

事務局

・基本的には質問と回答という形で進め、質問者がいなくなれば、その後は懇談の形で、ざっくばらんな意見交換の形で進めていきたいと思っておりますが、質問者が大勢いる場合は、質疑を中心にやはり対応せざるを得ないと考えております。

座長

・おのずと会場の発言者同士の議論というのもあり得るよね。今の人ああ言ったが、いや、それは違うのではないかとといったときに、それはもう司会者が、では、もう一回意見言ってもらってということにはならざるを得ないでしょうが。

明確な質問ではなくて、意見ということもあると思う。そういう場合は、要するにこの骨子案に対して、こうしたほうがよいというような御意見をいただいた場合、そこで、いや、この骨子案はこうだからというふうに説得するのではなくて、承るという姿勢でよろしいのか。（議会委員）

座長

・これ今、骨子案が出されるわけだね。次の段階に素案があるということだね。

事務局

・そこで、御意見をいただいた場合に、例えば検討連絡会議の議論の経過の中で、そうした理由が議論されていれば、そこでお話ししていただいてもよいと思いますが、基本的にはそれは実際に当日、意見書の用紙も配付していますので、意見として承るというスタンスでよいと思います。

座長

・ある程度議論して、ここで決着のついたものについては、理解していただくというほうが二重手間にならなくてよいという気はするよね。

・それでは、次の議題に進む。

次は、前文について議論をするが、議会から先にやっていただく。

議会案だが、全体の前文に対する考え方だが、要するに自治基本条例の前文だからね、それにふさわしいようなものにしたい。

それから、前文が果たす役割は、条例を簡単に、条例の考え方を説明するということになるのだというふうに思うが、要するに新宿区という地方政府だが、この地方政府が将来的にどういうふうな自治の姿を目指すのか、主権者である区民の信託を受けて、どういうふうな自治をこの知識で形成していくのかということをしてできるだけ簡潔に述べると。その前提として、新宿区がこれまでたどってきたさまざまな歴史があるわけだが、そういう区が持っているこれまで示してきたそういう歴史、足跡についてもごくごく簡単に前文の中で説明をすると。そして、それを受けて、我々はこういうふうな自治をこの地域において目指すのだという観点で書いた。

- 以下、段落ごとについての説明が行われた - （議会委員）

座長

・これは前文なので、かなりある意味では単語の使い方とか、そういったところまで少し議論しておいたほうがよいと思う。今読んで、圧倒される思いで、この重厚さに圧倒されようとしているが。

区民検討会議案を説明させていただく。

区民検討会議では、前文検討チームというのを7名で構成し、都合10時間ほど検討している。区民主権を踏まえての区政運営の顔というか、条例の顔にふさわしい前文ができ上がったと自負している。

構成をまず考えまして、区の特性をいろいろ列挙してみましたところ、構成1、2、3、4とここにあるが、構成1、まちの歴史、文化、環境や自治の取り組み、構成2、それを発展させた新たな自治の形やまちのあるべき姿、構成3、その実現に向けて区民の主体性や参加など、自治の担い手の重要性、構成4、条例を制定する意義や決意。この構成1から4までを非常に制限された制約のある字数の中で、すべて取り込んだという形。やはり歴史が初めにないと、区というのは成り立ちません。そういうことで、始まりは新宿区のできたところからだ。

- 以下、構成ごとについての説明が行われた - （区民委員）

座長

・どのようにしてこの2つの案を議論していくかという、ちょっと難しいが、最初にまずそれぞれの案について、質問や意見があれば出していただくということにしよう。どうぞ。

チーム2で、区民の権利と責務を話し合ったときに、安全・安心に暮らす権利というところは前文に盛り込むので、区民の権利としては盛り込まないとたしか話をしたと思うが、議会案を見てみると、そこが抜けているように思われるが、いかがか。（区民委員）

座長

・安心・安全については確かにそうだね。文言としては前文のほうへ持っていこうと議論したね。

・率直に言って、両方の案を読みながら、どちらにも深く打たれて、最初の条例の見直しの条項が入るとすれば、最初の3年か5年間はこの前文で行って、次の5年間はこっちで行くかとかいうふうなことを考えていたぐらいだ。

どちらもすばらしいので、両方折衷するとか、そういうのではなくて、もうどちらかで不足分とい

うか、訂正をしながら行くという形をとる以外ないねというところ。(議会委員)

座長

・区民検討会議案の3番で、主語が私たち区民・区長・議会が連携し、参加・協働によって区政を運営するのだが、つまりみんなで協働して進めると言っているが、次はみずからの判断と責任でというのはだれのことになってしまうかは、気になっている。もしかしたら区民主権とか市民権というのであれば、このみずからは市民であり区民でなければいけないが、その前段では一緒になってやるうちの一部分を構成しているという、そのニュアンスが気になった。

初めは、この構成2のように私たちは区民・区長・議会が連携し、参加・協働によりみずからの判断と決意であった。しかし、私たちイコール区民なので、重複するのではないかということで、ここで無理やりつけた。ちょっとここを考えなければいけないのかなとは思う。(区民委員)

座長

・議会案は、立憲主義的な思想で貫かれている。我々が政府を生み出して、それを我々の責任で運営していくのだという書き方だね。さすがに区民案は、それをいわば相対化しているわけだ。あんたたちを指令してやらせるだけではだめなのだよということだね。

あとはどうか。学ぶ権利は随分これまでも議論してきたが。

学ぶ権利はよいが、ここも議論してきたところだが、教育環境を整えるのは家庭・学校・地域だけではなくて、区というか教育委員会というか、そこがまずやることだと思っているし、それから、自治の担い手をはぐくむ教育という言い方ね。ここはずっとこだわっているが、そのための教育をするということは、私はしたくないなというのがある。ここはのめないところだ。(議会委員)

確かに家庭・学校・地域ということまで言及すると、前文としてはふさわしくないのはわかっているが、この辺を三者の中で外されるという危惧があり、皆さんに提案をさせていただこうという、ちょっとよくない考えだったことも確かだ。(区民委員)

一応区民の総意なもので代表委員として出したので、検討願いたい。(区民委員)

座長

・ちなみに、どういう段取りだっけ、こういう皆さんから意見出してもらって、検討チームで絞り上げるわけ。きついよな。

・前文が人々の権利や将来の都市計画に影響するわけではない、そういう意味では、はっと最初の文章に触れたときに、おやっと思わせる魅力がやはり大事なかなと。両方見ていて、どちらもこれが欠けているぞというものではないね。だから、先ほど指摘があったように、例えば議会案の第2パラグラフの私たちの新宿区はというところに、区民案の1行目をつければ、昭和22年に牛込・四谷・淀橋が合併してできた私たちの新宿区と言ってしまうと、要するにそういう折衷案でつくっていくのであれば、可能。先ほどの市街地として発展した新宿駅を中心とした繁華街、それから、準農村地域なども、いわゆる第3パラグラフへすっと入れられるようなことは可能だと。まさに地域によって異なる風情を営んできているのだよということ。

区民案は、この自治基本条例をどういうふうに、今の新宿、歴史も含めてあり方の中から、これからこういうふうにつくっていかうと議論してきた。区民案は非常に具体的にこれまでやってきたことを忠実に埋め込んでいるという、そういう違いがあると思う。(区民委員)

区民案を中心にとしたら、せめて1行目にあるみどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成した、それから、第4パラグラフの市民権の旗印のもとで、そして、最後のパラグラフで地方政府をつくり上げる決意、この3文字だけは何としても区民の皆さんに考えていただきたい。(議会委員)

座長

・相当歩み寄った意見だと思うが、区民検討案をベースにして考えるとしたら。構成1の第3パラグラフ、息吹が宿れるというのは、これ古語のようなニュアンス。宿るではなくて。名調子。

これ趣向があり、最初に新宿というのがちりばめである。新しい人々と息吹が宿れるということで。(区民委員)

実はそういうふうな多様性を含めるために、こういうような形できたのと同時に、でも、我々伝統的にここずっと、ここで住んでいる人たちが伝統をはぐくんでいるのではないかというような意見もすごく強かったから、こういうような形。(区民委員)

座長

・進取の気性とか進取の気風というのを、区民検討案に盛り込めないだろうかというニュアンスで言おうとしていた。というのは、これだと受け入れる寛容性、これが新宿のエネルギーだったとしか読めないね。ちょっと消極的ではないかというニュアンスを感じる。この構成2のところでも結局受容と寛容の精神をとということで、それはよいのだが、プラスしてやはり進取の気性みたいなものを持ったから、光は新宿からということになったのだろうとかというふうなこと。ちなみに言いますけれども、進取の気風とか進取の気性と今、子どもたちわかりませんがね。多分ね。

この区民検討会議の皆さんの最初の牛込・四谷と淀橋が合併したということとか、新宿区になる前のことのどういうふうな形で形成されてきたのかというこの3行は、議会案の中に入っていないし、取り込みたいと思っていたが、どうも進取の気風と光は新宿からと。この光は新宿からというのは、1945年の8月16日に言った言葉だよ。光は新宿からというのは、1945年の8月15日に終戦または敗戦なのだが、その翌日にやみ市ができた。そのやみ市の裸電球のところに光は新宿からと書いてあって、そして、新宿が一番早かった。それが光は新宿からなのだ。だからね、その進取のエネルギーというか、あるいは大震災から大空襲から、それを生き延びてあそこに縄張りをつくって、思い出横丁にまだ残っているが、そういうエネルギーが新宿にはあるのだと強調したい。(議会委員)

初めに議会案というか、私案を読ませていただき、非常に重厚で、きらきらとしていて、これはとても区民検討会議のほうでこれだけのものができるかどうかと思った。それで、この議会案にはなるべく頭の片隅にも置かないようにして、区民検討会議のほうの前文の策定にかかわった。

しかし、その光は新宿からというお話、今さら感動しているが、やはりこういうところは区民検討会議をもし基本にして、重厚であり、きらきらするものはどんどん取り入れて、それでチーム3のほうにいただければ、またそこで練って、この三者のほうに提案させていただくと。(区民委員)

やはり議会案のほうがすぐれているなというふうと思う。それは、要するにさっきもちょっと説明のときに言ったが、自治基本条例の前文に位置づけられる文章だね。したがって、自治基本条例がそもそもどういう性格の条例なのか、何を指すのか、そこを前文の中できちんと今までの歴史性なども踏まえて押さえていく。ただ歴史をずっと書いて、新宿の骨子方を説明したという、それだけでは、自治基本条例の新宿の歴史を振り返るということにはなるが、自治基本条例の前文にはなり得ないわけ。したがって、自治基本条例の前文というのはどういう性格を持っていて、何を表現しなくてはだめなのかということの前段で押さえる必要がある。(議会委員)

議会案の冒頭、この歴史的な事実というか、武蔵野大地の一角というところはもう押さえてあるが、区民検討会議案では非常に細やかというか、これは子々孫々に伝えていくには、新宿区の成り立ちをここで押さえておきたいと。この3つの区が合併してできて、それぞれの地域が都市化していったと。それで多様な地域特性を持っていると。歴史的な背景というのは大切だと思う。(区民委員)

歴史的なことに關しては、折衷というか、うまいぐあいにつくれるのではないか。区民案はどうしても昔からもう古く住んでいる、本当に新宿に根を張った住民がつくった案なので、どちらかという受容と寛容って受け身の書き方だと思う。私なんかも田舎から出てきた者なので、とても新宿は受容・寛容というよりも、発散するエネルギーあふれるまちだという、そういうイメージだったけれども、その違いがその議会のほうと区民のほうに出てきたのかなという気は感じた。(区民委員)

座長

・議会案でいうと、恐らくこの進取の気性というか、野心的なあり方が人々を寄せ集め、そして、国際都市にもなったという。区民案のほうは、心広く受け入れられる人たちがそこで暮らしていたことが多文化を受容しているのだという、そこが大分違うなという気はする。でも、それは二面性があるということにほかならないので、そんな一色の都市なんてありはしないよね。荒々しい側面と優しい側面を持っているのは、普通の都市の姿だと思うので、それは両論で書いてもよい。ただ、これを検討チームに引き継いでいただくに当たっては、この議会案に出てくる何とも言いがたい、今、待望久しかった地域主権時代の幕があげようとしています。地域主権時代の幕がとっておいて、次の行で市民主権と出てくるのは、何とも説明つきにくいというのがあって、これ何かならないか。

ここは要するにこういう言葉をそもそも使ってよいのかどうかというのは随分迷った。ただ、最近の流れとして地域主権、地方分権とか地方主権とかいろいろ使い方があがるが、地域主権戦略大綱かな、この間閣議決定もされたし、そういう前提でこういう言葉を使ったわけだが、適当な言葉があったら、私は必ずしもこの言葉好きではないのだよね。(議会委員)

座長

・昔は長洲知事の時代には地方の時代という言葉を使えたが、これも今もう全然使わない。一時期、市民の時代という言葉も使ったが、何だ、それはというような、共通理解にまで行っていないというようながあるので、そうしたら、思い切って、下で使っているのだから市民主権の時代とって、繰り返しその旗印のもとでというふうにやってもよいのではないか。

この自治基本条例自体が、区民と、それから、議会と、それから、区長、行政、この三者でつくったということは、日本でも画期的なことだということですって言ったが、議会案にこれが全然含まれていない、三者でつくったということが、1つ大きいのではないかと思うが。（区民委員）

座長

・この基本条例の制定権力はどこにあるかといったら区民にしかないわけなので、ここで三者でやっているのは代理でやっているのだと。三者でやって決めたことは、区民が決めたことになるのだという意味で言えば、代理でやっている人がしゃしゃり出るといのはいかがなものかなという感じもあるよ。それをどう考えるかといのはあるけれどもね。

そのとおりだと思う。三者でやるというのは、非常に特徴のあるつくり方をしているのだというふうに思う。しかし、その成果はやはり主権者なのだよね。主権者が要するにその成果を受け取るということだから、そこが明確になればそれはよいことであって、最重要点といのは、要するに主権者の権利が条例でどう保障されているかという、そこだというふうに思う。（議会委員）

座長

・これだけ材料出てきたら、幾つかを、まず双方の部分で要らないところを整理し、新しく乗り入れする言葉、双方で残したい言葉があるはずなので、それをぐっと詰めてみると、それはね、チーム3がやるのだが、6人がいるでしょう。6人の合意でなんかやはりできませんよ。結局だれかが一遍に原案書かせてみるという、これでどうだみたいな形にならざるを得ないような気がする。

各条文に区民の皆さんが神経注いだよい前文が、全体を読めば条文に全部出ている、それなら同じことを前文で言うよりは、もっと光らせた前文をつくったほうがよいのではないのという意見が出て、そこら辺を踏まえて、チーム3は検討してください、一字一句のこの場所がよいとか悪いかではなくて、大綱を押さえていただきたい。（議会委員）

この議会案のほうは、いわゆる単語がいろいろな形でよい単語がいっぱい入っている。これは文学的な難しい言葉が入っていて、電子辞書を引かないとわからないような言葉がいっぱい入っている。果たして区民がというか皆さんが読んで、この意味がわかるのかと。わかりやすくするということが前提で今までつくってきたと思うよね。

本当の意味でどっちをとるといより、柔らかさからいったら区民のほうのを取り入れながら、そこに要所、要所ちゃんとしたポイントを入れてもらって、それも下に注釈つけるような文言を使わないで、わかりやすい形で書いてもらうという形で提案したい。（区民委員）

座長

・憲法前文だから、時代を超えて光り輝く重厚なものをと考えるのか、先ほど言ったように、だれがこの条例をつくったかと言えば、新宿区民がつくったのだから、みんなの水準で書くかという、そこはある。過剰代表になってはいけないのだという気もするのだよね。そこはちょっと腹くくっておかないと、チームに送っても、これ困るだろうと思うね。

区民の方たちのものは、百花繚乱なところを並べている部分があるかなと。特に自治の形、あるべき姿が、非常に耳なれた言葉が順番に出てくるような気がする。いわゆる安らぎとにぎわいのある豊かな住みやすいまちを目指しますというの、それから、私たちは区民の身体・財産を守りということになりますから、あちこちで耳なれた基本構想やら総合計画の中に出てくる言葉を、少しづつはぎだらけのような若干感じがしている。

議会サイド、安全とか安心とかといった視点というのが抜けているというような意見もあったが、この辺の思いをどこか集約したような形にするのが1つはよいのかなというふうには思う。

構成3は、かなりの部分が凝縮されて議会案に載っているのかなと。

恒久平和とか国際社会の話も、議会案にうまく取り入れてあるのかなというところで、学ぶ権利のところと安全・安心のところはやや課題として残っているのかなというふうに思う。（行政委員）

座長

・大分目鼻がついたなという感じがする。

1点だけ、区民委員がおっしゃったように読みやすい前文、例えばよく論文でいう、中学生でもわかるというようなのが、重厚に行くのが、そこだけちょっともう少し議論してほしい。（行政委員）

座長

・区民が制定権力者で、この場はそれを代理して文章を書いているだけだから、今の区民だったらどんな文章を書くかと考えればよい。平均的な区民の文章。

75歳の年寄りでもわかるようにと、よく言っていましたよね。子どもでも、そうそうそう。要するに子どもから高齢者までわかるような、これがやはり基本だと思う。（区民委員）

座長

・わかりやすいというのは稚拙だという意味ではないので。それは、ただこの重厚な中で、例えば情報の普遍化とかいっても何のことだろうと思う難しさがある。いわば市民的感觉で乗り越えていかなければいけない要素かもしれないなど。というふうなことで、今の話はよいか。

・それでは、先へ進むよ。

次は、区民討議会と区民アンケートの結果を踏まえて、それをどのように素案に生かしていくかということを検討いただいていたというので、それぞれから報告を受けて議論しようと思う。

副座長（区民）

・ここでは条例の理念ということで、票数が多い17、15というところの安心・安全という言葉と区民の権利・責務などが出てきている。

この中においても、基本構想やあるべき姿という形の発想でこの討議となった流れがあって、これは討議会の最初のテーマであったので、比較的まだみんながこなれていない状況があったので、いろいろな言葉というかワードが出てきて、整理しにくい部分があったというふうに感じている。

- 以下、区民アンケート等からの特徴等の説明が行われた -

・網かけしている部分が、条例全体を眺めたときに、基本理念の見出しとなっている市民権は、区民主権としたほうがわかりやすいのではないかと、この区民の定義の理解を得るためにも、これを素案に反映したいという流れを報告したい。

座長

・趣旨としては、いろいろ意見を聞いた結果、骨子案を見直さねばならない事項について出してもらうということで、網かけの部分で提出された部分について見直すことでよいのか。

また、これは回答という形で公表される予定なのか。

事務局

・網掛けの部分の見直しです。また、この検討結果については公表しません。

座長

・1カ所、16ページのところがちょっと引っかかった。2カ所に「地域自治を推進する」という言葉が出てきているが、ここではそこまで踏み込んでいない。地域自治というのは特別のカテゴリーで使っているのだから、これは「区民自治」とかぐらいではないかとちょっと気になった。

問5の「区のまちづくりの担い手だと思うもの」の回答で、92.3%は「新宿区に住んでいる人」である。実は前、区民の定義で一応議論してもらい、「新宿区に住所を有する者に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えたものを言う」と仮置きをしているが、このアンケートを見ると、やはり担い手は区民が最優先であると感じる。そこで、前に提案した「新宿区に住所を有する者を軸として」または「中心として」、「新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を」というような修正をお願いしたい。（議会議員）

座長

・アンケートのこの数字をどう読むかにかかわる。後で出てくる区民検討会からの提案の中にも、同趣旨ではないがあるので、そこでまた検討する。

・4ページの網掛け部分の「市民権」についてはどうしますか。

大局から見て「市民権」という言葉だということだが、「区民主権」のほうがわかりやすい。（議会委員）

これからの自治基本条例をつくるのに、「区民主権」という区民にしか通じない言葉で満足しててよいのか。「市民権」という言葉は、全世界に共通する近代民主主義の合い言葉だ。（議会委員）

チーム1からの意見では、「区民」の定義も大体定着しているので、余り言葉をたくさん使うよりも、区民が主権者だということを改めてここで定義したほうがよいと思い提案した。（行政委員）

座長

・1つは前文のところで、その大きな構えをどう表現するかということがある。現実問題として言うところ、この文章の中に「市民主権」と書いてあるが、これは条例文になったときには消えてしまう。そのことを考慮すると、置いておいてもよいかと思うが。

「市民主権」というのは、世界の市民として歴史的にかち取ったものを、我々が歴史的にそこを大事にして継承していくというのが、市民主義の持つ基本的な意味合いだと思う。したがって、この条例はそこを基本理念にするということであり、ここが「区民主権」だと全くごく一部のわずかのどこかの地域のことを言うということになりかねない。本来的な市民主義の意味合いとは、全然、似ても否なるものになる。（議会委員）

座長

・もしその手の議論をするのであれば、なぜ新宿区民の制定権力で世界の市民自治を規定できるかも考えなければいけない。条例には地域的な限界と、それを支える主権者としての限界があるはずだと思うので、前文ならよいかと思うが。「市民主権」を残す場合は、条例にするとき「この条例は以下の基本理念によっている。1、人権の尊重。2、市民主権。3、区民の自治。4、区の自治」という説明文のない条例になるというイメージか。

今、問題にしている言葉は答申上の文言だけのことであれば問題ないが、そうすると、その先どういう条文にするかを、全部、例えば立案者にゆだねてしまうことになりかねないので、この議論は重要だと思う。「市民主権」の地域的発現形態が「区民主権」ということでよいのか。今の問題をどこかで整理しておかないと、区民の方から意見があったときに、明快な答えができなくなる一般の感覚でいって、「市民主権」という項目があって、「市民」が1個も出てこないことの違和感というのはやはりあり、誤植ではないかと思うのが、普通の受けとめ方だと思う。そこをどうするか。

議会の小委員会の議論の中でも、「市民主権」より「区民主権」のほうがわかりやすいという意見もある。今の意見を受けとめて、作業部会でやってもらってもよいし、90%の区民が市民という意識を持っていないのであれば、90%の意見に当面合わせる判断もあり得る。（議会議員）

座長

・もう一つ、最終的に答申するときに、「てにをは」まで含めた条文の形にするのか。この形でするのであれば、どちらでもよいが、そのかわり、行政の立案者にも丸投げになるということだ。丸投げしないのであれば、ここで決着をつけたほうがよい。

条例の前文で「市民主権」のことが出ているので、前文のほうで「市民主権」を大きく掲げて、この意味を少しうたうようにしたらいかがか。（議会委員）

座長

・一方的に「市民主権という世界的な潮流」とそこで使っても、本文の中に区民との接点が見つからないと、これは何かという感じがする。もし前文で書くのであれば、「市民主権」の具体的な担い手は、新宿区においては「区民」というふうにこの条文では書いている、ということがニュアンスとして伝わる書き方をしておかないと。

前文との関係があるので、そういう形で整理できるのであれば、これ以上こだわらない。

また、この検討連絡会議の文章に対する任務だが、最終的に条文の素案を区長と議長に答申するということであり、決して丸投げではないという認識だ。（議会委員）

「市民主権」という言葉を条例の本文上に載せるには、普遍的概念でないために、どこかで「市民主権」を定義しておかないと原則として難しいと思う。（行政委員）

座長

・この議会案の前文に「市民主権の旗印の下に」から始まっているフレーズがある。ここを、「市民主権の旗印の下に、新宿区が持つ特性を生かしながら、しっかりと地域自治をこの地に花開かせる役割は、私たち新宿区区民に課せられた大きな使命です」として、具体的な花開かせる場所はここで、それを担うのは区民だということにしておけば、本文で「市民主権」を定義しなくても、条文に出てこないということであれば、済むかなと。であれば、前に議論になった「何々の時代」というのは、やはり「市民主権の時代が」と言っておいたほうがはっきりするかもしれない。

しかし、この問題は、実は私たちが今手にしているこの骨子案がどの程度の完成度かということに大きな疑問を抱かせるきっかけにもなっている。間に合うのだろうかとも思いながら、少なくとも今、チーム1から提案された部分については、基本的にチーム1の提案を受け入れるという形で、その周辺の訂正で済ませようと。こういうことで済ませるといふことでよいね。

・「区民」の定義は、後でやるということにして、引き続き、検討チーム2の説明をお願いします。

「区分B：区民の権利と責務」、それからC、Gの行政の役割と情報公開・個人情報の保護について、区民検討会の意見をもとに検討した。いろいろと御意見をいただき、参考になる部分もあったが、今回の骨子案に新たに反映させる、または修正する部分がないことを確認した。（行政委員）

座長

・それでは、検討チーム3からの報告を受ける。

チーム3では報告書の討議テーマとアンケートの問いについて検討したが、盛り込むべき、また見直すべき事項は今回ないということの結論に達したところである。

ただし、1点、報告すべきことがあり、資料9の骨子案の16ページをみていただきたい。骨子案の「区は、一定の地域区分を定めた地域自治区を設ける」という項目について、今の骨子案どおり必要だよという意見、「設ける」というのは強過ぎるので「設けることができる」とするという意見、そして、区が設けるといふのはいかがなものかということでも要らないという3つの意見が出て議論した。全体で一致した結果ではないが、折衷案として、を削除し、をくり上げて、この「地域自治区」を「地域区分ごとに地域自治組織を置くことができる」という文言に修正する。そしてをにくり上げ、最後のをにした上で、「本条例の理念に基づき」という文言を入れて、別条例で定めるといふ議論をした。全員一致ではないため、報告だけする。（行政委員）

座長

・今の話は、また後で条例骨子案全体の見直しについての提案があるので、そこでやることにする。

・「区分J：その他」について、検討チーム2でどなたかをお願いします。

資料15、前回の検討連絡会の中で、直接、教育について踏み込んだ書き方はしない。ただ、子どもの権利とあわせて書いたらどうかと、座長から示唆に富むお話をいただいたのでのようによままとめた。「子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有し、すこやかに育つ環境が保障される」。「育つ」の中に教育の理念的なものを反映しているという認識でまとめた。（行政委員）

座長

・次は、「区分H：条例の見直し等」、これはチーム1。

「条例の見直し等」について、「区長は、この条例の理念を踏まえ、4年以内に、この条例及び関連する諸検討の検証を区民・議会とともにに行い、必要な措置を講ずるものとする」とする。「4年以内」をどうするか議論があったが、区長や議員の任期の間に、一度は見直し、検証することとした。

委員会の設置は、かなり時間をかけて議論したが、盛り込まないと結論した。（行政委員）

今日の議会の小委員会で、議会事務局長から「4年以内に」といふ文言だと、条例の本文には入らずに、附則扱いになってしまうと。ニセコ町のまちづくり基本条例で「この条例の施行後4年を超えない期間ごとに」といふ表現があった。（議会委員）

議会事務局長

・このような条文だと、4年以内に一度見直しをすればそれでおしまいになり、それ以降、この条文は死文化してしまうので、条例制定時の附則扱いになります。継続的に4年ごとに見直すのであれば別の表現が必要と参考で申し上げます。

座長

・今の修正の部分を含めて、そういうことで素案にしていくということでもよろしいか。

・それから、「国・他自治体等との関係」について。これは検討チーム1。

「国・他自治体等との関係」について、区民案と行政案があった。

骨子案に盛り込むべき事項は2つあり、(1)は区民案の(1)、(2)と行政案の(1)がほぼ同じであることから、こちらは行政案を採用して、「区は、広域的又は共通の課題を解決するために、国、東京都、他の地方公共団体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする」といふ新宿区の姿勢を出した。

一方、(2)については、区民案で、「区は、国際都市として、国際社会との相互理解及び協調に

努める」とさせていただいた。(行政委員)

(2)の「区は、国際都市として」という文言の区民案の言葉よりは、行政案の「国際社会に果たすべき役割を認識して」、そして「広く国際社会との相互理解及び協調に努める」というようなニュアンスの言葉に変えたほうが望ましいのではないかと。理由は、国際都市と自分たちで認めるわけにいかない。新宿区は、自分たちが国際都市だなんていきがってはいけないのではないかと。それで、「国際都市としての自覚を持って」という言葉にするのはいかがかと。(議会委員)

「国、東京都、他の地方公共団体」とあるが、我々がこういう場で地方公共団体だということをみずから位置づける必要はないのではないかと。何か代える言葉があれば。(議会議員)

座長

・一般的には「他の自治体」となる。「地方政府」だと、少し狭いかな。実は「地方公共団体」という言葉にこだわって「自治体」としたと言うと、結構波紋が広がる話ではあるが。

そうすると、ここは「他の自治体及び関係機関と」でよいか。ではそういうことにする。

・先ほどの「国際都市としての自覚を持って」というのを入れるというのも、よろしいかと。

事務局

・今週の火曜日、第52回区民検討会議の中で、この条例骨子案に対する区民検討会議からの要望事項として、資料21でお配りした3つの事項の指摘がありました。

1点目が、「条例の基本的考え方」の「用語の定義」のところ、現在、骨子案で示されている、下線部分、「に」と「を加えた者」の部分削除することを要望する。「加える」という表現がおかしいとの御意見でした。

2点目「住民投票」については、区民検討会議案の発議要件は「6分の1以上の」とのことです。投票権者として、こちらは年齢要件等ですけれども、関する事項を自治基本条例に盛り込むことを要望するという意見でした。理由は、住民投票は区民にとって非常に重要な制度であるということ、自治基本条例にはその基本的な事項は定めて置く必要があるということでした。

3点目は、これはチーム3の発言内容と連動するところですが、7の地域自治です。地域自治は、区民検討会議案の「区分F：地域自治組織」の(1)、(3)、(4)の趣旨を盛り込むことを要望するという御意見でした。区民検討会議案の区分Fは、資料18の6ページにあります。6ページの中の区民検討会議案の(2)、具体的に地域自治組織の機能の事項、これを除いたものの(1)、(3)、(4)の趣旨を盛り込んでほしいという要望でした。理由は、地域自治について、区民検討会議と合意したのは、地域自治組織を設置すること、区域等を含めた地域自治組織に関することについては、別の条例で十分議論する必要があると。区域を定めることが前提とはなっていないという理由から、現行の骨子案の(2)の項目を削除してほしいという要望でした。

以上が区民検討会議からの要望事項です。

・あわせて資料22について御説明させていただきます。

資料22は、今後、パブリックコメントの出してきた意見を取りまとめるシートとして活用します。

表面には、カテゴリー から のその他まで書いてあります。色分け部分につきましては、骨子案の検討区分1から7までの種別に色分けをしています。

裏面をごらんください。現在、パブリックコメントとして提示されているのは1件です。内容の趣旨としては、条例の目的のところの(2)、(1)の説明部分について、新宿区創設の当初ではなく、なぜ今、自治基本条例を制定する必要があるのか、説明が足りないという御意見でした。

なお、それ以外には、2の「条例の基本理念」のところの表記として、「人権の尊重」については、「基本的人権の尊重」とすべきではないかと。また、文面としては、「基本的人権を尊重し、ひとりひとりを大切に作る区政を行う」という表記の部分につきましては、「ひとりひとりを大切に思いやりのある区政を行う」、「思いやり」という言葉を入れたほうがよいのではないかと。

「市民主権」は、その本文中、主権の内容としまして、「区民が主人公」ところを「主体」これは多分「区民が主体」ということで、「区民が」というところは多分残ると推測されますが、原文のまま言うと、「区民が主人公」を「主体」に変えるという御意見でした。

パブリックコメントについては、随時、該当する検討チームのほうに専門部会を通じまして情報提供していきます。今後設定される検討チームの検討の際に、あわせてここについての回答も御検討いただいて、検討連絡会議に提示していただきたいと考えています。

座長

・骨子案全体に対する区民検討会議からの意見要望というのが大きく3点にわたって出された。アンケート調査のデータの読み方などとも関連して、あるいは検討チームでの検討内容とも関連しているので、順にやることになる。

区民の定義のところについて、これは随分議論してきたところだ。

前段の「新宿区に住所を有する者を軸として」とか「中心にして」という言葉に対して、そういうよりは「者に加えた者」というふうに仮置きしていただいた状況があると思う。(議会委員)

おとといの区民検討会議から受けた印象では、並列にこだわったわけではなくて、「加えた者」という言い方がおかしいのではないかとということを主張していた。うまい表現にできれば、「住所を有する者」が中心だという表現の仕方でも構わないと受けとめた。(区民委員)

条文のつくり的に一般論でいうと、「新宿区に住所を有する者並びに新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び」です。一番主体になるものが一番最初に来て、それに「並びに」というのは、主体より少し小さいものが大きいものと並んでというニュアンスである。(行政委員)

座長

- ・もう一度、今の御意見で点の入った文章を見て、問題があれば議論する。
- ・それでは、2番目をやる。

事務局

・時間も9時40分になっていますので、それ以降の議題につきましては、次回に持ち越して改めて議論したいと思います。地域懇談会では、現行の骨子案の範囲内で説明していただくということにしまして、これについては次回引き続いて議論いたします。基本的な考え方をお持ちいただいて、議論できるようにしておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

地域懇談会の質疑応答の際、参考にするとか、検討するというだけでよいものかどうか。何でもかんでも受けてもよいのか、断るのか。その辺のところは、臨機応変にというのは裁量しかなくなるので、基本的には皆さんの御意見を伺うということが前提でよいのか。(区民委員)

事務局

・回答するのは、結論が出ていることのみです。当然、回答ができないので、基本的には意見書でいただいて、後日、この検討連絡会議で議論して回答を出すという形が一番よろしいかと思えます。

事務局

・本日のまとめですが、まず前文につきましては、結論的には、チーム3に引き継ぎますが、市民感覚、区民感覚でわかりやすい文章で表現してくださいということで、本日はまとまっております。

また、(3)の区民討議会報告書及び区民アンケートの結果を踏まえた素案への反映は、チーム1の提案は、「市民主権」を「区民主権」ということでチーム1の提案を受け入れる。なお、その関連する部分は、前文等で整理していただきます。チーム2、チーム3は、了承ということです。

(4)の条例素案の検討につきましては、区分Jにつきましてはチーム2の提案どおり了承です。区分Hの条例の見直し等につきましては、「4年以内」という表現は「4年を超えない期間ごとに」ということで、その部分を変更して、ほかはチーム1の提案どおり。区分Iも、チーム1の提案がありましたが、(1)の「他の地方公共団体」の表現は「他の自治体」、(2)の「国際都市として」の部分は、「国際都市としての自覚を持って」と文言を修正し、以下については了承ということです。

その他の「区民の定義」は、今、御議論いただきましたが、「新宿区に住所を有する者並びに、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう」で、一応、本日は合意ができました。

事務局

・本日、骨子案に対し修正または説明、補足が生じたものについては、各専門部会の委員の方にシートを送ります。今日の意見、結論を反映した形で事務局にお返しいただきたいと思います。

・次回8月10日は、素案に向けての最終検討となり、現在積み残しのものについて、基本的には結論を得るという段階になります。本日の積み残し部分、新たな課題は完結する方向でお願いします。

座長

- ・御苦労さま。

散会 午後 9時47分